

**森林整備保全事業現場技術業務委託実施要領の制定について（昭和54年8月23日付け54林野治第2015号林野庁長官通知）
一部改正新旧対照表**

改 正 後	現 行
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">森林整備保全事業現場技術業務委託実施要領</p> <p>第1～第4 [略]</p> <p>第5 現場技術業務の積算 現場技術業務を委託する場合の経費は、次の基準により積算するものとする。</p> <p>1 設計業務費の構成</p> <div style="margin-left: 40px;"> <pre> graph LR A[現場技術業務費 (業務委託料)] --- B[業務価格] A --- C[消費税相当額] B --- D[業務原価] B --- E[一般管理費等] D --- F[直接原価] D --- G[間接原価] F --- H[直接人件費] F --- I[直接経費] I --- J[事務用品費] I --- K[旅費交通費] I --- L[業務用自動車損料、 燃料費及び運転手賃金等] I --- M[業務用事務室損料、 備品等] I --- N[電算機使用経費] I --- O[その他] G --- P[その他原価] </pre> </div> <p>2 [略]</p> <p>3 業務委託料の積算 (1) [略] (2) 各構成費目の積算</p> <p>ア・イ [略] ウ その他原価 その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。 (その他原価) = (直接人件費) × α / (1 - α)</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">森林整備保全事業現場技術業務委託実施要領</p> <p>第1～第4 [略]</p> <p>第5 現場技術業務の積算 現場技術業務を委託する場合の経費は、次の基準により積算するものとする。</p> <p>1 設計業務費の構成</p> <div style="margin-left: 40px;"> <pre> graph LR A[現場技術業務費 (業務委託料)] --- B[業務価格] A --- C[消費税相当額] B --- D[業務原価] B --- E[一般管理費等] D --- F[直接原価] D --- G[間接原価] F --- H[直接人件費] F --- I[直接経費] I --- J[事務用品費] I --- K[旅費交通費] I --- L[業務用自動車損料、 運転費等] I --- M[業務用事務室損料等] I --- N[電算機使用経費] I --- O[その他] G --- P[その他原価] </pre> </div> <p>2 [略]</p> <p>3 業務委託料の積算 (1) [略] (2) 各構成費目の積算</p> <p>ア・イ [略] ウ その他原価 その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。 (その他原価) = (直接人件費) × α / (1 - α)</p>

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、25%とする。

エ 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

オ [略]

第6～別表 [略]

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

エ 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、30%とする。

オ [略]

第6～別表 [略]